

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【公表番号】特表2015-508930(P2015-508930A)

【公表日】平成27年3月23日(2015.3.23)

【年通号数】公開・登録公報2015-019

【出願番号】特願2014-559900(P2014-559900)

【国際特許分類】

G 06 F 17/30 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/30 320 A

G 06 F 17/30 170 A

G 06 F 17/30 380 E

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月5日(2016.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

文書中のテキストのユーザーによってなされた選択を受領する段階と；

少なくとも部分的には選択されたテキストに一つまたは複数のクエリー拡張技法を適用することによって生成されたクエリーを含む複数の候補クエリーを取得する段階と；

少なくとも部分的には(i)選択されたテキストの一部または全部および追加的なテキストを含む前記文書中のテキストを含むコンテキストから導出される言語モデルまたは(ii)クエリーであって該クエリーと対にされた文書の内容に関係しているクエリーを有するものとして人間の検査者によって識別された文書とクエリーの対の集合をもってトレーニングされる人工知能システムに基づいて、前記複数の候補クエリーを、一つまたは複数の処理要素によってランク付けする段階とを含む、

方法。

【請求項2】

前記クエリー拡張技法は、クエリー・ログに対してK平均アルゴリズムを適用すること、クエリー・ログをパースすることによって生成されるクエリー 文書二部グラフ上でランダム・ウォークを実施すること、クエリー・ログから生成されたクエリー フロー・グラフ上でページランク・アルゴリズムを実行することまたはクエリー・ログからターム関連付けパターンをマイニングすることのうち少なくとも一つを含む、請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記コンテキストが、所定数の単語またはキャラクタを有する前記文書のテキストの一部を有しており、テキストの前記一部は、前記選択されたテキストがテキストの前記一部の実質的に中央になるよう前記文書中で位置される、請求項1記載の方法。

【請求項4】

前記ランク付けが少なくとも部分的には前記言語モデルに基づき、前記言語モデルは、少なくとも部分的には、前記複数の候補クエリーのうちのクエリー内のいくつかの単語、前記選択されたテキスト内のいくつかの単語および前記コンテキスト内のいくつかの単語に基づく、請求項1記載の方法。

【請求項 5】

前記ランク付けが少なくとも部分的には前記言語モデルに基づき、前記言語モデルは、前記複数の候補クエリーからのクエリー内の単語が該クエリー内の直前の単語に依存する二項言語モデルを含む、請求項 1 記載の方法。

【請求項 6】

前記複数の候補クエリーを、少なくとも部分的には前記ランク付けに従って順序付けされたリストにおいて、ユーザーに対して呈示する段階と；

前記複数の候補クエリーのうちの一つのクエリーのユーザーによる選択を受領する段階と；

前記候補クエリーのうちの選択されたクエリーを検索エンジンに提出する段階とをさらに含む、

請求項 1 記載の方法。

【請求項 7】

コンピューティング・システムに：

ユーザーによる文書中のテキストの選択を、少なくとも部分的には選択されたテキストに基づく一つまたは複数の検索クエリーをユーザーに提供するコマンドとして解釈する段階と；

少なくとも選択されたテキストに基づいて複数の候補クエリーを取得する段階と；

前記文書によって与えられるコンテキストに少なくとも部分的に基づいて前記候補クエリーをランク付けする段階とを実行させるためのコンピュータ・プログラム。

【請求項 8】

前記テキストの選択が：

ユーザーがタッチスクリーン・ディスプレイ上に表示されたテキストに沿ってポインティング器具をドラッグすること、または

ユーザーがタッチスクリーン・ディスプレイ上に表示されたテキストのまわりで概略的に円形または卵型にポインティング器具を動かすことを含む、

請求項 7 記載のコンピュータ・プログラム。

【請求項 9】

前記コンテキストが、前記選択されたテキストの少なくとも一部を含む前記文書からのテキストのセクションを含み、前記ランク付けが、少なくとも部分的には前記候補クエリーのうちのクエリー内およびクエリー・コープス内の単語の数に基づいて候補クエリーをランク付けする二項言語モデルを使うことを含む、請求項 7 記載のコンピュータ・プログラム。

【請求項 10】

前記コンテキストが、前記選択されたテキストを含む前記文書からのテキストのセクションを含み、前記ランク付けが、文書 / クエリー・タブルのデータ・セットを使う人工知能システムを使うことを含み、前記文書 / クエリー・タブルのそれぞれのタブルにおける文書とクエリーとの間の対応は人間の検査者によって検証されている、請求項 7 記載のコンピュータ・プログラム。